

別荘と交際費

Q : 当社は、得意先の接待に別荘を使用することを検討しています。別荘を購入するか、賃借するか、資金繰り等を含めて決定したいのですが、税務上、購入と賃借では交際費の取扱いはどう違いますか？

A : 購入した場合の減価償却費や維持管理費は交際費等に含まれませんが、賃借した場合はその支出する費用の全額が交際費等になります。

【解説】

交際費等とは、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいますが、ご質問の場合の取扱いは、次のようになります。

①別荘を購入した場合

減価償却費は、時の経過とともに費用化されるものであって、その事業年度における接待等のために具体的に支出されるものではありませんから、別荘が接待等のために実際に使用されたとしても、その減価償却費は交際費等に該当しないこととなります。また、別荘の保有に伴って支出する固定資産税や火災保険料、修繕費などの維持管理費も同様に交際費等には含まれないものと考えられます。

②別荘を賃借した場合

他人が所有する別荘で接待等を行うために、具体的に支出する賃借料は、たとえその賃借料に別荘の減価償却費や維持管理費に相当する金額が含まれていたとしても、賃借料の全額が交際費等に該当することになります。

